

教育基本法の改悪に反対します

京女・九条の会 緊急アピール

ご承知のように、安倍政権は教育基本法の「改正」を最優先課題としており、政府案について8日に地方公聴会を開いたあと、特別委員会で採決に踏み切り、今国会中に成立させることを目指しています。

政府が成立を急いでいるのはなぜでしょうか？ 多くの人々が政府案の中身や問題点を知ると反対が大きくなるからだと思います。その最大の問題点は、これまで重心がおかれていた「個人の尊厳」を「国家主義」の方向へと大きく変えようとしている点です。まずこれに「待った」をかける必要があるのではないのでしょうか。

東京大学・基礎学力研究開発センターの調査によると、全国の公立小・中学校の校長先生のうち、66%の方が「改正」に反対しています。この事実をどう受け止められるでしょうか。教育の根本精神をうたう教育基本法は、そう簡単に変えるべきものではないということでしょう。

もし成立すればどうなるか、本学も、大きな影響を受けることは間違いありません。学則第1条には、「本学は、仏教精神を基調として徳操を養い、教育基本法の精神に基づき（以下略）」とあり、「教育基本法の精神」が「仏教精神」とならんで、本学の教育の土台となっています。

教育基本法が変えられてしまうと、名前だけは同じ「教育基本法」でも、その精神はまったく別なものになってしまいます。一言でいえば、これからは、「国家主義」が仏教精神とともに本学の教育の土台となり、国家主義教育のために仏教精神が曲げられる可能性すら出てくるでしょう。

より具体的には、「改正」によって、「我が国と郷土を愛する（中略）態度を養うこと」が「教育の目標」のひとつとなり、評価の対象となります。児童や生徒・学生、また教員も愛国心を態度で示さなければならなくなり、それに従わないと、さまざまな処分が行われることになるでしょう。

最近、東京地裁は都教委の強制を、教育基本法第10条の「不当な支配」と判断する画期的な判決を下しましたが、政府案どおりになると、その根拠は失われ、東京都の抑圧的な状況が全国に広がることになるのではないのでしょうか。

「改正」は歴史認識などにも大きな影響を及ぼすでしょう。「愛国心」を養うのに都合の悪い事実は教えないほうがよいということになりかねず、ゆがんだ歴史認識を植え付けることになる可能性があります。それは国際的にも通用せず、日本に対する不信感を増幅するだけでしょう。

さらに問題なのは、政府案の第16条で、「教育は この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」としている点です。さらに第17条が「教育振興基本計画」となっており、これらによって、政府が教育にさまざまな形で介入できるようにしていることです。

このように「改正」は、戦前の国家主義教育に対する反省から生まれた現行法の理念を180度転換しようとするもので、改悪と言うべきものです。このことは、児童・生徒・学生に負担を強いるだけでなく、日本社会から自由と多様性また真の発展性を奪うと思われるので、私たちは反対を表明致します。

2006年11月7日

京女・九条の会

なお、教育基本法改定問題に関しては次のサイトをご覧ください。

- ・「教育基本法「改正」情報センター」（情報の点では最も充実しています。）
<http://www.stop-ner.jp/index.html>
- ・「教育基本法の改悪をとめよう！全国連絡会」 <http://www.kyokiren.net/>

京女・九条の会

ホームページ：<http://kyojo9j.nsf.jp/>

E-mail: kyojo9j@s.nsf.jp